

(4)

#### IV. 日本作物学会賞規定

(2016年3月28日一部改正)

1. 本会は会則第4条3項に基づき本規定を設ける。
2. 本会は作物学に関する学術上顕著な業績（論文、著書）を挙げたものに対し、日本作物学会賞を贈りこれを表彰する。業績は公表されるものとする。
  - (1) 本会は作物生産にかかわる技術開発・普及啓蒙に顕著な業績（論文、著書、資料）を挙げた正会員に対し、日本作物学会技術賞を贈りこれを表彰する。業績は公表されるものとする。
  - (2) 本会は作物学に関する研究の発展に寄与する優れた業績（論文）を日本作物学会紀事または Plant Production Science に発表し、さらに将来の発展を期待し得る正会員に対し日本作物学会研究奨励賞を贈りこれを表彰する。業績は公表されるものとする。ただし、会員の年齢は授賞年度の4月1日において満39歳以下とする。授賞件数は原則として毎年3件以内とする。
  - (3) 本会は日本作物学会紀事（研究論文、研究・技術ノート、総説）および Plant Production Science に発表された論文（Regular paper, Short report, Research and Technical Note, Review）の中で優れた論文の著者である会員に対し、日本作物学会論文賞を贈りこれを表彰する。授賞件数は毎年それぞれ3件以内とする。受賞者は授賞時点で正会員であるものとする。
  - (4) 本会は講演会における優秀な発表に対して日本作物学会優秀発表賞を贈りこれを表彰する。ただし、受賞者は授賞年度の4月1日時点で満35歳以下の正会員とする。
  - (5) 日本作物学会賞、日本作物学会技術賞および日本作物学会研究奨励賞の受賞者は会員中より会員の推薦を受けたもの、日本作物学会論文賞の受賞者は日本作物学会紀事および Plant Production Science の編集委員長の推薦を受けたもの（それぞれ3件以内）につき、日本作物学会優秀発表賞の受賞者は講演会における評議員による投票結果をもとに、学会賞選考委員会の審議に基づいて会長がこれを決定する。
3. 本会は会務その他諸事業の遂行にあたり多大な貢献をした学会関係者に日本作物学会貢献賞を贈り、これを表彰する。本賞は会長が推薦し、評議員会で審議・決定する。
4. 推薦のための費用は本会の経費および寄付金を以ってこれに充てる。

#### V. 各種委員会委員および委員長の選出方法に関する内規

(2013年3月28日一部改正)

1. 学会賞選考委員会  
委員会は会長、副会長および評議員の互選により選出した12名、計15名の委員により構成される。得票同数の場合は年長者を委員とする。委員長は委員の互選により決める。委員長は幹事を決める。任期は2年以内とする。
2. シンポジウム委員会  
委員会は評議員会において評議員の互選により選出した9名の委員により構成される。得票同数の場合は年長者を委員とする。委員長は委員の互選により決める。委員長は必要に応じ、4名以内の委員を正会員中より選び追加することができる。委員長は幹事を決める。追加委員および幹事の任期は2年以内とする（以下実行委員の項省略）。委員会はシンポジウムの企画、実施、編集、刊行等の諸業務を行なう。
3. 編集委員会  
委員会は委員長および若干名の委員により構成される。委員長および委員は評議員会の承認を経て会長が委嘱する。委員長は幹事を決める。

#### VI. 学会賞選考委員会に関する内規

(2013年3月28日一部改正)

1. 委員会の構成等は、「V. 各種委員会委員および委員長の選出方法に関する内規（2013年3月28日改正）1. 学会賞選考委員会」による。
2. 委員会は日本作物学会賞、日本作物学会技術賞、日本作物学会研究奨励賞及び日本作物学会論文賞授賞候補者の選考を行う。

3. 委員会は本会が推薦母体となる日本農学賞、日本農学進歩賞の授賞候補者の選考を行うほか、本会が推薦依頼を受けた学術及び科学技術関連賞の授賞候補者の推薦につき日本作物学会紀事を通じて会員に情報を提供する。
4. 日本作物学会賞、日本作物学会技術賞及び日本作物学会研究奨励賞の候補の推薦を受けるために、委員長は授賞候補者氏名、候補業績名および推薦理由を日本作物学会紀事を通じて会員に公募する。また、本学会が推薦母体となる日本農学賞及び日本農学進歩賞の授賞候補者の推薦（他薦および自薦）を同様に求める。
5. 委員長は前項により推薦された候補者氏名、候補業績名、推薦理由等と推薦者を全委員に配布し、事前検討を行う。
6. 委員長が必要と認める場合にはその候補業績の内容を評価し得る会員の意見を聞くことが出来る。
7. 委員長は授賞候補者の選定を行う選考委員会を原則として秋の日本作物学会講演会前日に招集する。選考委員会は委員の過半数の出席をもって成立とする。個々の候補者について無記名投票を行い、投票者の過半数の賛成を得た者を授賞者候補とし、会長に報告する。但し、授賞候補者に選考委員が含まれる場合には、当該選考委員は当該賞の選考には関与しない。

## VII. 日本作物学会論文賞選考に関する内規

(2013年3月28日一部改正)

1. 日本作物学会論文賞の授賞候補者は、前年の日本作物学会紀事（1号～4号）および Plant Production Science（1号～4号）に発表された論文の著者を対象とする。論文の種類は、日本作物学会賞規定（3）に示されたものとする。
2. 和文誌編集委員は日本作物学会紀事に、英文誌編集委員は Plant Production Science に発表された論文の中から論文賞候補として1編を編集委員長に選考理由を付して推薦する。推薦論文がない場合もその旨を報告する。
3. 和文誌及び英文誌編集委員長は推薦された論文から最終候補論文（それぞれ3編以内）を編集委員の意見を参考にして決定し、順位及び理由を付して学会賞選考委員会の開催1ヶ月前に学会賞選考委員長に提案する。
4. 学会賞選考委員会は和文誌及び英文誌編集委員長から事前に提案された論文賞最終候補リストおよび推薦理由をもとに、学会賞選考委員会に関する内規4, 5, 6に準じて、選考を行う。その際には、和文誌及び英文誌編集委員長の推薦順位及び理由を考慮する。選考した授賞候補者を会長に報告する。但し、授賞候補論文の著者に選考委員が含まれる場合には、当該選考委員は当該論文の選考には関与しない。

## VIII. 日本作物学会優秀発表賞選考に関する内規

(2020年4月20日一部改正)

1. 日本作物学会優秀発表賞は若手会員の資質向上に資することを目的とする。
2. 応募および受賞資格は、作物学に関する優れた研究をなし、講演会において優れた発表を行った授賞年度の4月1日時点で35歳以下の正会員で、応募演題の発表者であることとする。
3. 日本作物学会優秀発表賞の選考は、年2回春と秋の講演会毎に、シンポジウム等を除く口頭、ポスター発表を対象に行う。応募演題の発表者は、講演要旨送付時に優秀発表賞に応募する旨と授賞年度の4月1日時点での年齢を記入する。
4. 選考は、本会評議員、評議員経験者、講演会座長、和文誌編集委員、英文誌編集委員、講演会運営委員のうち、口頭発表、ポスター発表でそれぞれ5件以上の評価が可能な者の投票により行う。これを評価者と称する。ただし、上記のうち優秀発表賞にエントリーした者は除外する。投票は以下の手順に従って行う。
  - (1) 学会賞選考委員会幹事は、講演に先立ち別途定める評価表（Microsoft Excel ファイル）を評価者にeメールの添付により送付する。
  - (2) 評価者は、口頭発表・ポスター発表用の評価表に評価者の名前を記し、評価表の各項目についてそれぞれ採点する。評価は評価者本人が行うこととし、代理は認めない。評議員および和文誌編集委員ならびに英文誌編集委員の改選年度にあつては、投票は新年度の評議員および和文誌編集委員ならびに英文誌編集委員により行う。
  - (3) 採点結果を入力した評価表（Microsoft Excel ファイル）を学会賞選考委員長宛のeメールに添付し返送する。
  - (4) 評価表の採点結果を学会賞選考委員長と幹事が別に定める方法により集計し、発表者毎に評価者の平均点を算出する。
  - (5) 学会賞選考委員長は、学会賞選考委員会に対し選考委員長による評価の集計結果をはかり、口頭発表・ポスター発表それぞれ5件以内の「優秀発表賞」候補を選び、会長に報告する。会長は報告に基づいて、「優秀発表賞」を決定する。
5. 優秀発表賞に選ばれた演題および発表者は、日本作物学会紀事とホームページで公表し、表彰する。